



引き継ぎます、家族の心で

見守ります、本人の未来を

後見についての疑問に お答えします

特定非営利活動法人
NPO成年後見湘南

初期の対応

初期の対応

1. 後見人をつける時期
2. 後見申立に関して
3. 後見申立の相談
4. 後見人の選任
5. 成年後見人に任せられること
6. 成年後見人にできないこと

後見人をつける時期

【疑問】

本人がどのような時点・状況になった時に本人に後見人を付ければよいのでしょうか？
その場合、どこに相談すればよいのでしょうか？

【回答】

本人が精神上的の障害(認知症とか知的障害)により判断能力が不十分なため、契約等の法律行為における意思決定が困難な状態になった時で具体的には

- ①相続等が発生し、法的に後見人をつけることが必要になったとき
- ②本人名義の預金を解約するとき、金融機関から後見人を付けることを求められたとき
- ③親が高齢や病気等になったが親亡き後を託す人がいないとき
- ④平塚市成年後見制度利用支援センター又は当NPOでも相談をお受けします

申立に関して

【疑問】

1. 申立の家裁はどこですか
2. 申立の書類はどのようにして入手するのですか
3. 申立は誰が行えるのですか

【回答】

1. ご本人の住民票のある裁判所に申し立てます
平塚市の方は横浜家庭裁判所小田原支部です
2. 申立てをする管轄の裁判所でいただけます
家庭裁判所のホームページからも入手できます
3. 本人、配偶者、4親等内の親族(本人の親・祖父母・
子・孫・兄弟姉妹・甥・姪・いとこ等)、市町村長等です

後見申立ての相談

【疑問】

相談に来られた人に対して、後見人を付けた方がよいか、良くないかの判断の条件はなんですか？ どこまで面倒をみてくれるのですか？
また財産の額が引き受ける条件になりますか？
施設入所が条件ですか？（グループホームや自宅などではだめですか？）

【回答】

- ①相談にいらしたら専門の相談員がよくお話をお伺いして、アドバイスをさせていただきます。当法人に後見人を依頼したいというご希望があったときは、法人の業務検討会に諮りお受けするかどうかを決定します
- ②後見人の仕事は原則、財産管理と施設との契約や見守りの身上監護です。身の回りの世話や施設や病院等への送迎等は後見人の仕事ではありません
- ③財産が有る無しはお受けする基準にはしていません
- ④施設入所を条件とはしていません。当法人でお受けできるケースをお受けしています

後見人の選任

【疑問】

後見人にはどのような人になるのですか。

申立書に後見人候補者として記載された者になるのではないですか

【回答】

申立書内に後見人候補者を記入することはできますが、後見人は、家庭裁判所が適当と認める者を選任するため、必ずしも後見人候補者として記載された者が選任されるとは限りません。

成年後見人に任せられること

【疑問】

成年後見人が就任したら何を任せられることができますか

【回答】

1. 財産管理

① 本人名義の預貯金等の管理・不動産の管理等の財産管理

2. 身上保護

① 介護契約・施設入所契約・医療契約などの事務
(各契約前の調査や契約後のフォロー等)

② 要介護認定手続やその更新手続など

成年後見人にできないこと

【疑問】

成年後見人にできないことはありますか

【回答】

1. 医療の同意、養子縁組をする、結婚・離婚をするといった行為などについては、成年後見人として行うことはできません。
2. 実際に本人を介護するなどの行為も成年後見人は行いません。
(ヘルパーに介護してもらうための契約を締結することが、後見人の仕事となります。)
3. 葬儀等については、原則として、ご親族が行うこととなります。

財産管理

財産管理

- 1. 後見申立の費用**
- 2. 毎年の後見費用**
- 3. 親族後見人の報酬**
- 4. 預かった資産の管理**
- 5. 後見業務の保険**
- 6. 財産から支出できるものとできないもの**

後見申立の費用

【疑問】後見申立てにはどのくらいお金が掛かりますか？

【回答】申立ができるのは、本人、配偶者、4親等以内の親族、市区町村長等です

- ①申立費用 800円(収入印紙)**
- ②登記など費用 2600円(収入印紙)**
- ③郵便切手 概ね4,500円程度**
- ④鑑定費用(概ね5万~10万円)**

医師の診断書作成費用、司法書士等に作成を依頼する場合はその費用が掛かります。申立者が負担します。

毎年の後見費用

【疑問】毎年の後見費用はどの程度ですか？

【回答】後見人は毎年被後見人の財産から一定の報酬を受けることとなります。

金額は裁判所が決定します。通常月額2万円位です。財産額が多いと月額3～6万円になる場合もあります。

ご本人の財産が少なく、この報酬費用を支払うことができない場合は、成年後見制度利用支援事業の助成を受けることができます。

親族後見人の報酬

【疑問】

後見人は報酬がもらえると聞きましたが、後見人がご本人の親族である場合でももらえますか。もらえるとすれば、どのくらいもらえますか。

【回答】

後見人は、ご本人の財産の中から報酬を受け取ることができます。ただし、管理しているご本人の財産から勝手に受け取ることにはできません。報酬の金額は、後見人の仕事の内容に応じて家庭裁判所が決めます。後見人は、報酬を求める都度、家庭裁判所に「報酬付与」の申立てをしなければなりません。なお、報酬を望まない場合には、申立てをする必要はありません

出典：旭川家庭裁判所 2015

預かった資産の管理

【疑問】

預かった資産（預貯金、有価証券、不動産など）のNPOの管理はどのようにされていますか？

【回答】

- ① 該当資産に対して、金融機関に「成年後見人の届出」をし、貸金庫に保管します。
- ② 通帳等の貸金庫からの出し入れは、二人以上で行います。
- ③ 1年に2回、全預り財産を棚卸し、会計担当以外（監事他）の人からの監査をうけます。
- ④ 盗難・横領などが発生した場合のリスクのための損害保険に加入し、万が一に備えています。

後見業務の保険

【疑問】

後見の業務に関する保険は何か入っていますか？

【回答】

下記内容の総合賠償責任保険に入っています

- ① 業務に起因する賠償責任
- ② 使用人の不誠実行為に起因
- ③ 業務従事者災害保険

財産から支出できるものとできないもの

【疑問】

本人と同居しているため、食費等は他の家族分とまとめて購入していますが、本人の財産からの支出はどのようにするのですか。

【回答】

他の家族と共通してかかる食費等は、1か月にかかる平均的な額を家族人数で割った金額を算出して本人の1か月当たりの食費の額と決めておき、毎月その額を本人財産から家計に組み入れるのがよいでしょう。

出典：旭川家庭裁判所 2015

身上監護

身上監護

- 1. 身上監護とは**
- 2. 後見人と身元引受人**
- 3. 医療行為への同意**

身上監護とは

【疑問】

**身上監護とは、どのようなことをするのですか。
日常生活の支援はどこまでしてもらえますか？
親が行っていたことをすべて行ってしてもらえますか？**

【回答】

身上監護とは、ご本人の生活を維持するための仕事や療養看護に関する契約等のことです。

身上監護に当たっては、ご本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮することが求められます。

後見人は親の代わりではありません。親と同じことはできません。しかし、本人を支援し見守ります。

出典：旭川家庭裁判所 2015

後見人と身元引受人



【疑問】後見人は身元引受人になってもらえるのですか

【回答】

- 1. 成年後見人は、身元引受人や保証人にはなれません。**
- 2. 成年後見人は、職務として、退去後の入所する施設等を探したり、滞りなく施設利用料を本人の財産から払っていきますので、成年後見人が就任することで、身元引受人の役割は不要となることを説明することになります。**

医療行為への同意

【疑問】医療行為への同意はどのように考えていますか

**【回答】医療行為は本人の身体に対する強制を伴うことであるため
成年後見人の権限外です**

当NPOの対応(親族がいない場合等、同意書に署名を求められたとき)

**1. 軽微な医療行為(予防接種、人間ドックの申し込み等)の場合
後見事務担当者の署名捺印(記名押印)による同意はしてもよい**

2. 1. 以外の医療行為の場合

**医療同意代行は出来ないが、「医療に関する当法人の考え方」を説明する
それでも要求されたときは、下記のように、記入してもよい**

**「後見人は医療行為の代行決定権はありませんが、私は上記の医療行為に
ついて医師の説明をお聞きしました。**

後見人 NPO成年後見湘南 後見事務担当 湘南 太郎 印

終了時の対応

終了時の対応

1. 死亡時の対応
2. 遺産分割をするとき

死亡時の対応

【疑問】

本人の死亡時にどこまで対応してもらえますか？

【回答】

**本人の死亡と同時に後見人の業務は終了します
但し、本人の状況によっては、裁判所の許可があれば、
特例として葬儀を行うことも可能です**

遺産分割をするとき

【疑問】

ご本人が相続できる遺産の分割協議が予定されています。協議に当たって、ご本人の相続分(取り分)をどう決めたらよいですか。

【回答】

遺産分割協議をする場合は、ご本人が不利益を受けないよう、十分に配慮します。
基本的には、法定相続分をご本人の取り分にしてください。

出典：旭川家庭裁判所 2015

その他

その他

1. 対象となる被後见人
2. 後見人の責任
3. 後見人の仕事をやめたい
4. 法人後見について

対象となる被後见人

【疑問】どのような方を後見していますか？

**【回答】当法人は、主に知的障がい者の後見をしています
知的障がい者施設に入所されている方がほとんどですが、
GHや特養に入所されている方、入院中の方もいます。**

【疑問】どのような地域の方を後見していますか？

【回答】平塚市を中心に、近隣市町村の方の後見をしています

【疑問】親や親族がいても後見をしてもらえますか？

【回答】もちろんできます

但し、申立人以外の親・兄弟等の同意が必要です

後見人の責任

【疑問】

後見人としての責任が問われるのは、どんな場合ですか。

【回答】

後見人に不正な行為、著しい不行跡、その他後見の任務に適さない事由があるときは、家庭裁判所が後見人解任の審判をすることがあります。

また、故意又は過失によって、後見人がご本人に損害を与えた場合には、その損害を弁償しなければなりません。

さらに、業務上横領罪の刑事責任を問われることもあります。

出典：旭川家庭裁判所 2015

後見人の仕事をやめたい

【疑問】

病気や高齢のため後見人の仕事を続けられないときは、どうしますか。

【回答】

1. 後見人は正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を受けて辞任できることになっています。
2. 家庭裁判所に、「成年後見人の辞任」の申立てと同時に、後任の後見人を選任するための「成年後見人選任」の申立てをしてください。

出典：旭川家庭裁判所 2015

法人後見について

【疑問】法人後見の特徴・メリットはなんですか？

【回答】下記内容がメリットといえます

- ①個人後見に比べ後見業務の継続性・永続性が確保されます
(知的障がい者の後見業務には特に必要です)**
- ②難しい事例へのチーム対応等により質の高い支援が可能です**
- ③本人の財産の管理がより確実・安全に行えます**

【疑問】どういう方が後見を担当されているのですか？

**【回答】専門職・市民後見人・障がい者の親等、
多様なメンバーが担当しています**

